

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和 3 年 8 月 27 日付けの保護申請却下通知書で行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から本件処分が違法又は不当であると主張する。

本件処分は、却下の理由につき、2 点を挙げているが、次のとおりいずれの事由も却下理由たり得ない。したがって、本件処分は、却下の理由を欠き、違法である。

1 却下理由 1 について

前提として、住宅扶助の申請に対する決定については、処分庁の裁量がなく、申請者が要保護状態にあれば、支給が権利として認められなければならない。本件では、請求人は要保護状態にあり、少なくとも請求人と本件会社との間に有効な賃貸借契約があり（賃貸借契約は他人物賃貸借も有効である。）、実際に目的物件に居住していた本件においては、住宅扶助の支給要件を満たすことは明らかである。

また、処分庁は、問答集問 7－98（後記第 6・1・(2)参照）を引用するが、当該問答は、被保護者が賃借人となっている賃貸借契約等の解除が訴訟等で争われた事案であり、本件で持ち出すことは全くの誤りである。

さらに、処分庁は、請求人が、本件物件が不法占拠の状態であるこ

とを知らながら本件会社と賃貸借契約を締結しており、民法719条の共同不法行為者に該当するとし、請求人に住宅扶助を支給することは行政庁が違法行為を助長することにつながりかねないとも主張するが、請求人は本件会社の占有権原の有無について了知していなかったから、処分庁の主張はその前提を欠くものであり、失当である。

以上より、本件会社と本件物件所有者との間の賃貸借契約が確認できないことは、それ自体住宅扶助の支給要件に関わるものではなく、違法を助長する等という主張も失当であるから、これを理由に却下することは許されない。

2 却下理由2について

前提として、法24条1項の事項の記載のある申請書を提出することは、申請の要件ではないことはもちろん、保護支給要件でもない。

そして、〇〇市生活保護法施行細則についても、同細則の書式の要件を満たしていないことそれ自体を理由に、保護を却下することはできない。

その上で、「個人の特定」の点については、請求人は処分庁において生活扶助を受給していたのであるから、請求人の個人の特定は可能である。

したがって、この点についても支給要件とならない事情を却下理由とするものであり、失当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6年 5月 23日	諮問
令和 6年 8月 27日	審議（第91回第2部会）
令和 6年 9月 26日	審議（第92回第2部会）
令和 6年 10月 23日	審議（第93回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

法11条1項3号は、保護の種類として、住宅扶助を挙げている。そして、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

(2) 住宅扶助の認定及びその取扱い

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・アは、家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定することとしている。

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7-98（答）は、借家借間に住んでいる被保護者が賃貸借契約の期間満了等を理由に明渡請求を受け、訴訟を提起された場合、住宅扶助の取扱いはどうしたらよいかとの問いに対し、「法による保護は、要保護世帯について現実の生活困窮状態に対処して行われるものであり、設問の場合、住宅扶助の必要は認められるが、その賃貸借契約関係の存否について争いがある事例である。家賃、間代等の額を家主に支払っていないが、法令に定める正規の手続により供託している場合であれば、現に需要が存するものとして当該供託額について住宅扶助を決定して差し支えない。裁判確定により被保護者が敗訴した場合には、当該被保護者は、賃貸借契約の終了時以後、当該借家借間に不法に又は法律上

の原因なくして居住していたこととなり、不法行為又は不当利得に係る家賃、間代相当額について生活保護費により支給したこととなるが、借家借間のような継続的契約関係については違法性が高いものとは考えられない場合であり、かつ、当該借家借間の賃借権を主張したことについて相当な理由があると認められる場合には、住宅扶助を行ったとして取り扱って差し支えない。」としている。

(3) 申請に基づく保護の決定

法 24 条 1 項は、保護の開始を申請する者は、「要保護者の氏名及び住所又は居所」（同項 1 号）、「保護を受けようとする理由」（同項 3 号）等、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同条 3 項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条 4 項は、3 項の書面には決定の理由を付さなければならないとしている。

そして、同条 9 項は、同条 1 項、3 項及び 4 項の規定を保護の変更の申請について準用する。

(4) 局長通知及び問答集の位置付け

局長通知は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

- (1) これを本件についてみると、処分庁は、請求人が居住している本件物件については、本件物件所有者の代理人弁護士から、本件会社に立ち退きを求めている物件である旨を聞き取り、〇〇市の弁護士相談により、係争中の物件について住宅扶助等は支給すべきではない旨の助言を受けたことが認められる。

そして、処分庁は、令和 3 年 8 月 2 日、請求人から、本件会社と契約を交わしたとして、本件契約書の提示を受け、同月 16 日、請求人から提出された本件申請書について、請求人に記載内容の加筆を求めたが、請求人はこれに応じなかったことが認められる。

そこで、処分庁は、家主（本件物件所有者）との間に賃貸借契約が

取り交わされていることが確認できないこと等を理由に、本件申請を却下したことが認められる。

この点について、処分庁は、本件物件が本件会社によるいわば不法占拠の状態であり、請求人はその事実を知らながら本件契約を締結していることから、本件申請に対して住宅扶助を支給することは、結果として行政庁が違法行為を助長することにつながりかねないとして、問答集問 7－98（答）の内容を考慮し、却下した旨を主張している。

- (2) 問答集問 7－98（答）は、被保護者である賃借人と賃貸人との間の賃貸借契約関係の存否について争いがある事例であり、当該賃貸借の当事者間ではなく、物件所有者との間の法律関係が問題となる本件においては、直接当てはまるものではない。しかし、当該問答集の考え方は、不法に又は法律上の原因なくして居住していたことについて、違法性が高い場合又は賃借権を主張したことについて相当な理由が認められない場合には、その居住又は賃貸借に係る家賃等を生活保護費により支給すべきではないというものと解される。

そして、本件においては、次の各事実が認められる。

ア 本件会社が請求人に発行した請求書は宿泊費名目であったが、本件契約書が提出されるまで、請求人と本件会社との間の宿泊利用に関する契約や料金表等が確認できる書面は提出されなかったこと。

イ 担当職員が請求人に対し、宿泊利用に関する契約や料金表等の確認ができないため、本件物件における住宅扶助等の支給は行わない旨を説明した後に、本件契約書が提出されたこと。

ウ 本件契約書は、本件会社を契約者、請求人を入居人とするもので、賃貸住宅標準契約書の形をとっておらず、家賃（宿泊費ではない。）の記載があるものの、契約の始期及び終期がないなど、賃貸借契約書としては十分なものといえないこと。

エ 本件物件については、本件会社が本件物件の正当な占有権原を有している形跡がなく、また、担当職員が本件物件所有者側に聞いたところ、本件物件所有者側は、本件会社が本件物件を不法に占有している旨を述べたこと。

以上の事実からすれば、本件契約書は処分庁から住宅扶助費の支給を受けることを目的に後から作成されたものと推認され、また、本件会社が本件物件の正当な占有権原を有しておらず、本件物件は、いわば不法占拠の状態にある疑いが強いものであるから、処分庁が、本件

物件に住宅扶助を支給することは、違法行為を助長することにつながりかねないと判断したことには合理性があるというべきである。

そうすると、処分庁が、本件申請を却下したことは、上記 1 の法令等の定めに基づきなされたものと認められ、違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人の主張についての検討

- (1) 請求人は第 3・1 のとおり、請求人と本件会社との間には有効な賃貸借契約があり、本件会社と本件物件所有者との間の賃貸借契約が確認できないことは、それ自体住宅扶助の支給要件に関わるものではなく、違法を助長する等という主張も失当であるから、却下理由 1 により却下とすることは許されない旨主張する。

しかし、上記 2 で述べたとおり、本件契約書は処分庁から住宅扶助費の支給を受けることを目的に後から作成されたものと推認され、また、本件会社が本件物件の正当な占有権原を有しておらず、本件物件は、いわば不法占拠の状態にある疑いが強いため、処分庁が、違法行為を助長することにつながりかねないと判断し、却下理由 1 により本件申請を却下したことに違法又は不当な点は認められない。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

なお、請求人は、本件会社の占有権原の有無について了知していない旨も主張しているが、処分庁の上記判断の合理性に影響を及ぼすものとは認められない。

- (2) 請求人は第 3・2 のとおり、却下理由 2 は支給要件とならない事情を却下理由とするものであり、失当である旨主張する。

この点、却下理由 2 は、本件申請書については、保護申請書の記入必須事項が不足しており、個人の特定ができる情報が不足していることを理由としている。本件申請については、〇〇市生活保護法施行細則 4 条に示される保護申請書（第 11 号様式）を用いずに行われたものであり、それに伴って、法 24 条 1 項の定める記入必須事項（申請者の正確な氏名及び住所）や申請日の記載を欠くことが明らかである。さらに、担当職員が本件申請に係る記載事項の不備について補正を求めたところ、請求人が特別の事情なくそれに応じなかったことも明らかである。そうすると、本件申請は、申請にあたって明示すべき事項を明示せずになされたものであることが明白であり、そのことについては、却下理由 2 における「記入必須事項が不足」という記載自体か

らも了知しうるものといえる。

以上によれば、処分庁が、却下理由 2 により本件申請を却下したことについても、違法又は不当な点があるということとはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己